

## 海上自衛隊訓令第14号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、特別警備隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成13年3月26日

防衛庁長官 齊藤 斗志二

### 特別警備隊の編制に関する訓令

（任務）

**第1条** 特別警備隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第93条第2項において準用する海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第17条第1項の規定による立入検査に関する事（対象船舶が容易に停止しないこと又は対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより、当該業務の遂行に特に困難又は危険が伴うものに限る。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、防衛大臣の命ずる事項に関する事。

（編制）

**第2条** 特別警備隊は、特別警備隊本部（以下「本部」という。）及び小隊4をもって編成する。

（隊長及び副長）

**第3条** 特別警備隊の長は、特別警備隊長（以下「隊長」という。）とする。

- 2 隊長は、1等海佐をもって充てる。
- 3 隊長は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、特別警備隊の隊務を統括する。
- 4 特別警備隊に、副長1人を置く。
- 5 副長は、隊長を助け、事務を整理し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、隊長の職務を行う。

（本部）

**第4条** 本部においては、隊長の行う特別警備隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（小隊）

**第5条** 小隊の長は、小隊長とする。

- 2 小隊長は、隊長の命を受け、小隊の隊務を統括する。

（委任規定）

**第6条** この訓令に定めるもののほか、特別警備隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

## 附 則

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月29日海上自衛隊訓令第43号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第87条）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年3月3日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛省訓令第15号調達調整会議規則等の一部を改正する訓令第34条）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。